

## 後期高齢者医療に加入している皆さんへ 保険証を更新します／保険料額が決定しました

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、市内在住の全ての75歳以上の方と、65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は7月31日です。7月中旬に新しい保険証を送付しますので、8月1日からご使用ください。新しい保険証は、現在のうすい緑色からうすい紫色に変わります。

### ■平成25年度の保険料額を決定しました

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になった方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

### ■保険料の計算方法

年間の保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

均等割額…40,670円

所得割額…(所得－33万円)×7.83%

※限度額は55万円（年額）

### ■保険料の軽減

#### ▷均等割額の軽減

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が次の場合、均等割額を軽減します。

- ①33万円以下で、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、他に所得がない場合→9割軽減
- ②33万円以下→8.5割軽減
- ③「33万円＋24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」以下→5割軽減

④「33万円＋35万円×被保険者数」以下→2割軽減

#### ▷所得割額の軽減

個人の所得に応じて軽減します。賦課の基になる所得金額が58万円以下の方の所得割額を5割軽減します。

#### ▷被用者保険（協会けんぽや健康保険組合、共済など）の被扶養者だった方

後期高齢者医療制度の加入日前日に会社の健康保険に加入していたなど、被用者保険の被扶養者であった方の保険料を軽減します。

均等割額→9割軽減

所得割額→負担なし

### ■保険料の納付を口座振替に変更できます

保険料の納付方法を特別徴収（年金から天引き）から口座振替に変更できます。ご希望の方は、市民課保険年金係に問い合わせください。

### ■保険料の納付が難しいとき

失業や災害などで保険料の支払いが困難な場合は、お早めに市民課保険年金係にご相談ください。

**問** 市民課保険年金係（内線135・136）

## 参加者募集

### 赤ちゃんとのふれあい体験学習

赤ちゃんについての話を聞き、赤ちゃんに触れ合うことを通して、命の重さ・大切さを学びます。

**対象** 市内在住か市内の学校に通う中学生・高校生

**期日** 7月29日(月)、8月21日(水)・26日(月)

**時間** 午前10時～11時30分 ※7月29日のみ午前・午後（1時30分～3時）の2回

**場所** 保健センター

**持ち物** 参加者本人の母子健康手帳、  
筆記用具

**定員** 各10人

**申込期限** 各開催日の1週間前



**申・問** 保健センター（☎552010）

## 参加者募集

### 親子ふれあい料理教室

**対象** 小学生のお子さんとその保護者

**期日・場所**

▷土岐津町…7月30日(火)保健センター

▷下石町・妻木町…8月1日(木)妻木公民館

▷鶴里町・曾木町・肥田町…8月6日(火)肥田公民館

▷駄知町…8月2日(金)駄知公民館

▷泉町…7月31日(水)保健センター

8月7日(水)保健センター

**時間** 午前10時～午後1時

**内容** 食事の話、親子で調理実習

**参加費** 1人200円

**持ち物** エプロン・三角巾（バンダナ）・筆記用具  
（お子さんの分もお持ちください）

**定員** 各会場15組（駄知公民館のみ10組）

**申込期限** 各開催日の1週間前

**申・問** 保健センター（☎552010）